



図 2. 必要不急の慢性歯科疾患管理^{注2)} についての考え方

注 1) 流行期、流行間期については、政府および自治体から発出される各種情報に基づき判断する

注 2) この図では、歯周病管理を例に示している。本稿において、「慢性歯科疾患」は、歯周病の他にう蝕、一部の口腔粘膜疾患、顎関節症、長期経過をたどる障害や症候群（咀嚼機能障害、口腔機能低下症など）も含むものとする。